

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
					1 大安	2 赤口
3 先勝 憲法記念日	4 友引 みどりの日	5 先負 こどもの日	6 仏滅 振替休日	7 大安	8 赤口	9 先勝
10 友引	11 先負 4月分の源泉所得税、特別徴収 住民税の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(4月雇入分)	12 仏滅	13 大安	14 赤口	15 先勝	16 友引
17 仏滅	18 大安	19 赤口	20 先勝	21 友引	22 先負	23 仏滅
24 大安	25 赤口	26 先勝	27 友引	28 先負	29 仏滅	30 大安
31 赤口						

2026 6

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

5月の総務・経理のお仕事カレンダー 5月の 税務 と 労務

税務

- 4月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 5月11日(月)まで
- 3月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。
★3月末決算法人では令和7年度税制改正(中小企業経営強化税制等)の適用に注意。 → 決算当日(月末決算では6月1日(月))まで
- 9月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→ 決算当日(月末決算では6月1日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち6月・9月・12月決算法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では6月1日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち2月・3月決算法人(申告期限延長の場合は1月・2月・3月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
→ 決算当日(月末決算では6月1日(月))まで
- 自動車税の納付 → 道府県条例指定日まで
- 個人住民税(都道府県民税及び市町村民税)の特別徴収額の通知
★令和8年6月から翌年5月支給の給与より控除 → 6月1日(月)まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(4月雇入分)
→ 5月11日(月)まで

- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の4月雇入・離職分) → 6月1日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(4月分) → 6月1日(月)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

Column

令和8年5月の税務労務

令和8年5月末の法人確定申告(3月末決算法人)や、令和8年5月納付の社会保険料について、それぞれ税務・労務上の注意点を記載します。

[税務上の注意点]

3月末決算法人が中小企業経営強化税制(一定の設備投資に対する即時償却又は税額控除の選択措置)を適用して確定申告するためには、事業年度内に経営力向上計画の認定を受ける必要があり、仮に当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんので、注意が必要です。

[労務上の注意点]

日本の少子化対策促進のために「こども未来戦略加速化プラン」が実施されています。その財源の一部に「子ども・子育て支援金」が充てられ、令和8年4月分保険料(5月納付分)より、介護保険料と同様に健康保険の一般保険料とあわせて徴収されます。

「子ども・子育て支援金」の負担率(支援金率)は、令和8年度から令和10年度まで段階的に引き上げ予定のため、法定福利費の未払計上・予算決定等において注意する必要があります。

ギモンを解決!

経理担当者のための 税務・会計Q&A



今月のテーマ 役員や従業員に金銭を貸し付けた場合の利息

税理士 磯山 仁志

Q 従業員からの依頼に基づき、会社のお金を貸し付けますが無利息でも問題ないでしょうか。

A 役員や従業員に無利息で金銭を貸し付けた場合、原則として利息相当額が給与として課税されます。

中小企業では、会社が役員や従業員に対して金銭を貸し付けるケースが見られます。例えば、住宅取得資金や一時的な生活資金の貸付、あるいは役員への一時的な資金貸付などがこれに該当します。このような貸付自体は必ずしも問題ではありませんが、税務上は利息をどのように設定しているかが重要なポイントとなります。

会社が役員や従業員に対して金銭を貸し付けた場合、通常は一定の利息を受け取ることが前提とされています。仮に無利息や著しく低い利率で貸付を行うと、**本来受け取るべき利息相当額について会社が経済的利益を与えていると考えられ、その差額が給与として課税**されることとなります。利息相当額については次のような基準が定められています。

● 役員や従業員に対して金銭を貸し付けた場合の利息相当額

会社が他から借り入れて貸し付けた場合

その借入金の利率

その他の場合

0.9パーセント（令和7年中の貸付けの場合）

例えば、会社が従業員に100万円を貸し付けた場合を考えてみましょう。基準利率0.9%で計算すると、年間の利息は9,000円となります。仮に会社が無利息で貸し付けた場合、この9,000円が会社から従業員に与えられた経済的利益とみなされ、給与として課税されることとなります。また、年0.3%など基準より低い利率で貸し付けた場合には、基準利率との差額部分が給与として扱われることとなります。

ただし次のような事由で無利息・低利息で貸付を行った場合には、給与課税の対象となりません。

- 1 災害や病気などで臨時に多額の生活資金が必要となった役員や従業員に、その資金に充てるため、合理的と認められる金額や返済期間で金銭を貸し付ける場合
- 2 会社における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、この利率によって役員や従業員に対して金銭を貸し付ける場合
- 3 上記①および②以外の貸付金の場合で、前述の「役員や従業員に対して金銭を貸し付けた場合の利息相当額」の利率により計算した利息の額と、実際に会社が受け取る利息の額との差額が1年間で5,000円以下である場合

さらに注意すべき点として、貸付金が長期間返済されない場合があります。返済期限が設定されていない、返済実績がない、利息の支払いが行われていないといった場合には、**税務調査で「実質的には貸付ではなく役員や従業員に対する賞与ではないか」と指摘**されるおそれがあります。

役員に対する貸付のケースで役員賞与と認定された場合、**法人側では損金算入が認められないことがあり、その結果として法人税負担が増加する可能性**があります。また、役員個人においても給与所得として課税されるため、会社・個人双方に税務上の影響が生じます。

こうした税務リスクを避けるためには、金銭消費貸借契約書を作成し、貸付金額、利率、返済期限、返済方法を明確に定めておくことが重要でしょう。